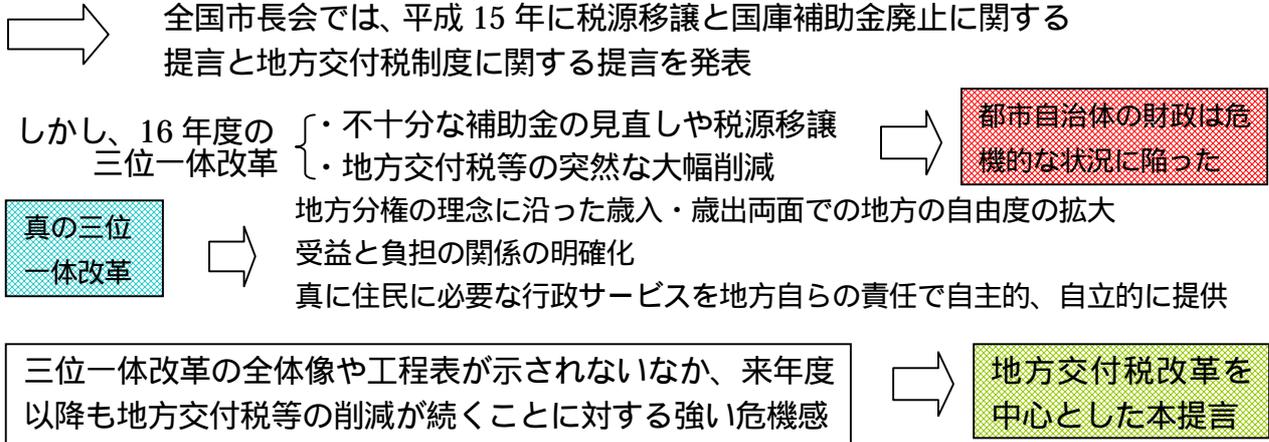


真の三位一体改革の推進に関する提言（ポイント） - 地方交付税改革を中心として -

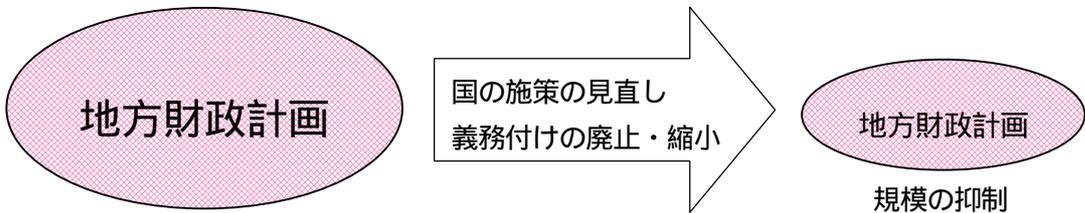
平成16年5月24日
全国市長会

地方分権改革の残された最大の課題 = 税源移譲を基軸とした地方税財政基盤の確立

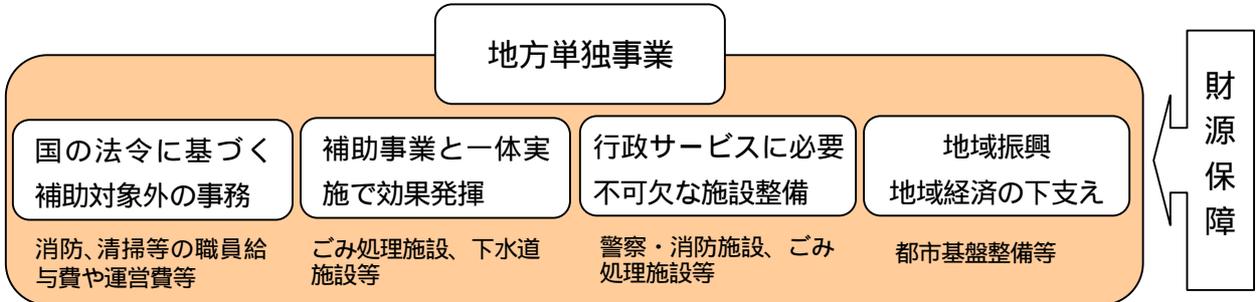


地方歳出の見直しの基本的考え方

1 国の施策の見直し、義務付けの廃止・縮小 地方財政計画の規模の抑制



2 地方単独事業に対する適切な財源保障



地方単独事業には、警察、消防の職員給与費などの国の法令等に基づき実施する国庫補助対象外の事務、ごみ処理施設など行政サービス実施に不可欠な施設整備、下水道など補助事業と一体となって実施する事業、地域振興のために重要な事業もあり、これら地方単独事業に対する適切な財源保障を講じることが重要

3 計画的な改革の推進

国の経済政策に伴う公債費や社会保障費の増大による財政構造の硬直化
地方財政計画の短期間での大幅な縮減に地方が対応することは極めて困難
実態を踏まえ、計画的に改革を進めていくことが必要

4 三位一体改革の全体像の明確化・工程表等を早急に提示

三位一体改革の全体像を明らかにし、その工程表等を早急に示すことが必要
その際、国は、地方自治体の意見を聴き、その意向を十分反映させるとともに、国民に対して説明し理解を求めることが必要

5 先行的地方行革を認識せよ

国は、地方が真剣に行っている行政改革を十分に認識するとともに、自らの行政改革の実をあげる必要がある
地方行革の例：定数削減、給与カット、事務のアウトソーシング

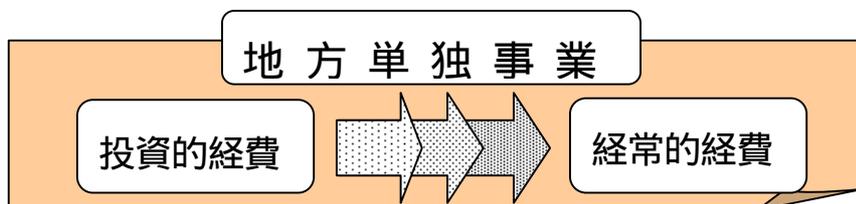
6 国の政策による事業への財政措置の確実な実施

国の政策に基づき実施した事業に係る財政措置の確実な実施
事業の例：景気対策等の公共事業に係る公債費、臨時財政対策債、合併特例債等

地方交付税改革の基本的な方向

地方交付税制度については、次のような基本的な考え方に沿って見直しを行う必要

1 地方単独事業 ~ 時代のニーズに即した投資的経費から経常的経費へシフト



例：保育所運営費、各種医療費の助成、国民健康保険、廃棄物処理関係経費

2 地方の実態を踏まえた所要額の確保

急激な交付税改革により地方自治体の財政運営に支障が生じないように、計画的、段階的な改革の推進

地方の実態を踏まえ地方交付税率の引上げを含め、その所要額の確保が必要

3 地域間格差是正のための地方交付税の機能強化

財源保障機能

財源調整機能

地方交付税

税源移譲に伴う税源の偏在による地方自治体間の財政格差
法律等により定めた必要不可欠な行政の標準的な水準の維持、確保

財源保障・財源調整の機能を一体として果たす地方交付税の役割は
一層重要

4 離島、過疎など財政基盤の弱い地域への措置

離島、過疎地域等 ~ 国土保全、水源涵養機能等の多面的機能
財政基盤が脆弱

安定的な財政運営
が可能となる措置
が必要

5 臨時巨額の事業への財政措置

臨時かつ巨額の負担となる事業（廃棄物処理施設整備事業、学校整備事業、防災対策事業等）
~ 各地方自治体の事業の執行に支障が生じないよう平準的な財政運営が可能となる措置を
講じる必要

6 地方交付税による特定の政策誘導は原則廃止

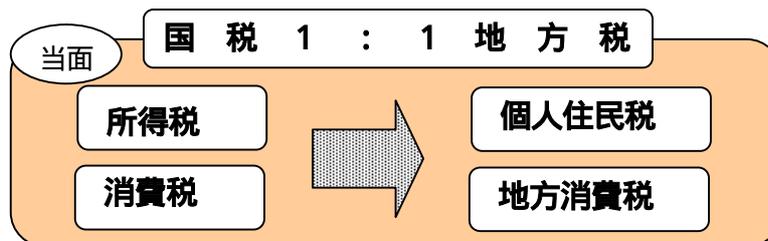
7 地方交付税はモラルハザードをもたらさない

地方交付税は、標準的な財政需要に必要な財源を保障する制度
（財政運営の結果として生じる財源不足を補てんする制度ではない）
必要な行政サービス水準自体が変化、また、継続的に水準を維持するためには所要財源の確保
が必要

財源保障機能の廃止論は不適當

基幹税による本格的な税源移譲の早期実現

1 基幹税による本格的な税源移譲



4兆円の補助金改革とそれに伴う税源移譲では不十分
基幹税（所得税から個人住民税、消費税から地方消費税）による本格的な税源移譲の早期実現
が必要

2 個人住民税への本格的な税源移譲

所得譲与税はあくまでも暫定措置 直ちに個人住民税への本格的な税源移譲を先行決定し
実現することが重要

3 公共事業関係や奨励的補助金を確実に税源移譲

公共事業関係や奨励的補助金のうち、引き続き地方が実施しなければならない事業

必要な財源を確実に税源移譲

4 課税自主権は、税源移譲に代わりえない

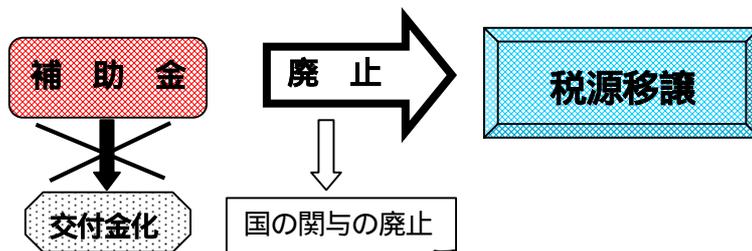
課税自主権は重要であるが、その活用には限界があり、税源移譲には代わりえない

5 都道府県を通じた補助金等を市町村へ税源移譲

都道府県を通じて市町村に交付されている補助金、都道府県からの補助金は、最終的に事業を実施する市町村に税源移譲することが必要

補助金の廃止と地方の自己決定権の拡大

1 補助金は、原則廃止



補助金の見直しは、交付金化や縮減ではなく、原則廃止、確実に税源移譲を実施
一方的な地方への負担転嫁(生活保護費負担金等の補助率引下げや補助対象の縮減等)は許されない

2 補助金の廃止・縮減と同時に国の関与の廃止・縮小

補助金の廃止・縮減 ~ 同時に国の法令等による事務の義務付けなど、国の関与を廃止・縮小

3 補助金の廃止は、行財政改革に寄与

補助金を廃止すれば膨大な事務処理が軽減

三位一体改革の基本は、地方分権の推進

その推進に当たっては、税源移譲と国庫補助負担金改革の進展状況を踏まえた上での、地方交付税改革を行うことが重要(特に、基幹税による税源移譲の早期実施)
国は、地方の意見を十分に踏まえつつ、三位一体改革の全体像を明らかにするとともに、年度別内容・規模などの工程表を早急に提示する必要
我々都市自治体は、従来にもまして真に必要な施策を選択しつつ、行財政改革を断行していく決意